

すかがわ統計月報 6年4月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609
 石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和6年3月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.32倍(対前年同月比0.10ポイント低下、対前月比0.2ポイント低下)

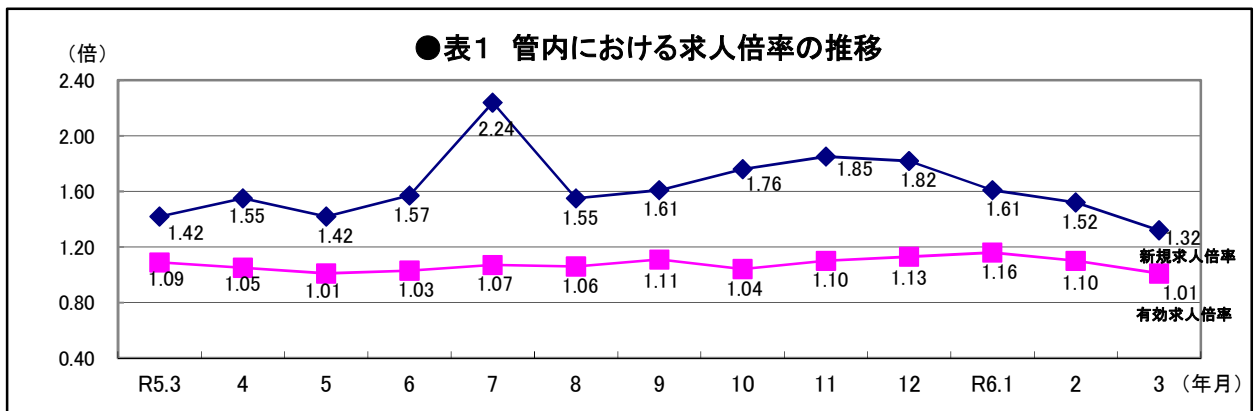
3月の新たな求職申込みは508件、求人申込みは670人分でした。
 これは、1件の求職申込みに対し1.32人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率: 新規求人数/新規求職者数
 新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.01倍(対前年同月比0.08ポイント低下、対前月比0.09ポイント低下)

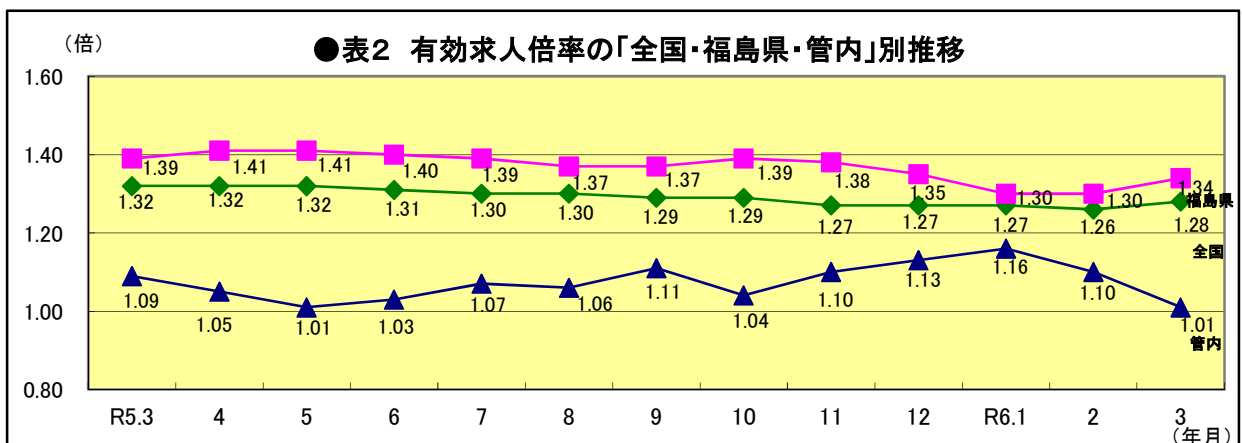
2月から引き続き求職している方と3月に新たに求職申込みした方の合計が2,064人であったのに対し、2月から繰り越された求人と3月に新たに申し込まれた求人の合計は2,091人でした。
 これは、1人の求職者に対し1.01人分の求人になります。

※有効求人倍率: 有効求人数/有効求職者数
 有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。



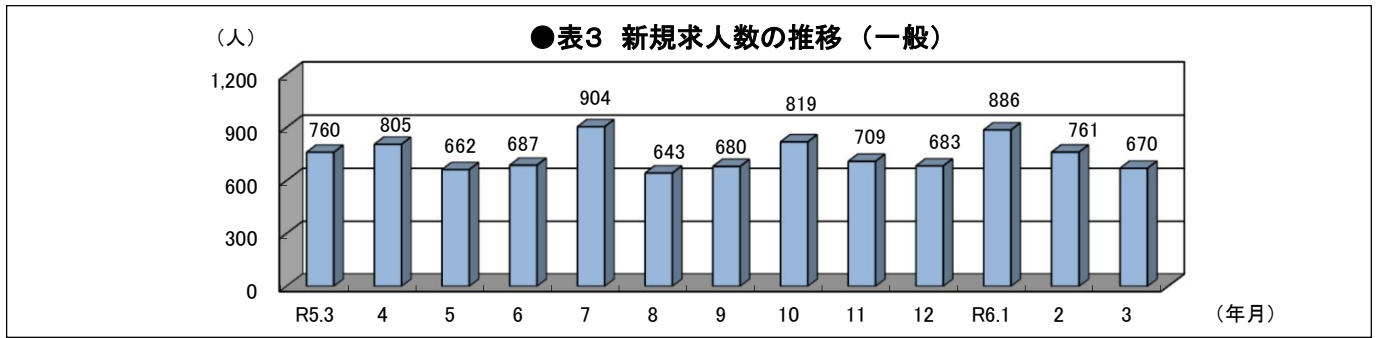
■有効求人倍率 【全国】1.28倍(対前年同月比0.04ポイント低下、対前月比0.02ポイント上昇) 【福島県】1.34倍(対前年同月比0.05ポイント低下、対前月比0.04ポイント上昇) 【管内】1.01倍(対前年同月比0.08ポイント低下、対前月比0.09ポイント低下)

※なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



求人

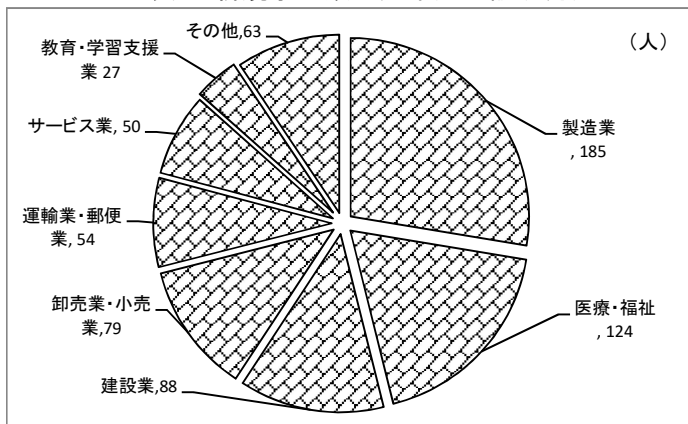
■新規求人数 670人(対前年同月比11.8%減、対前月比12.0%減)(表3)



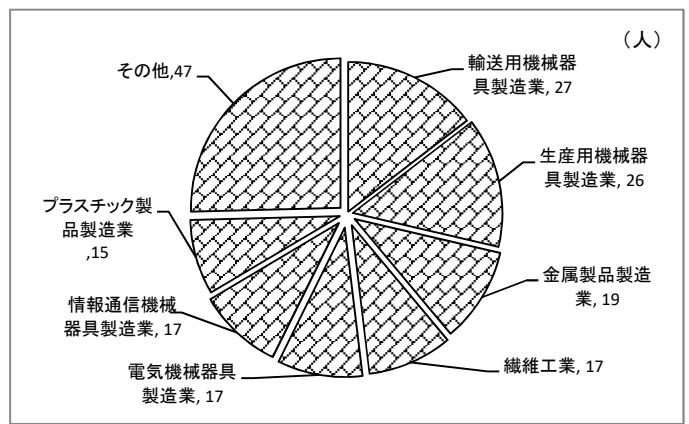
3月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が185人と最も多く、全体の27.6%を占めており、次いで医療・福祉、建設業、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、輸送用機械器具製造業が27人と最も多く、製造業全体の14.6%を占めており、次いで生産用機械器具製造業、金属製品製造業、となっています。(表5)

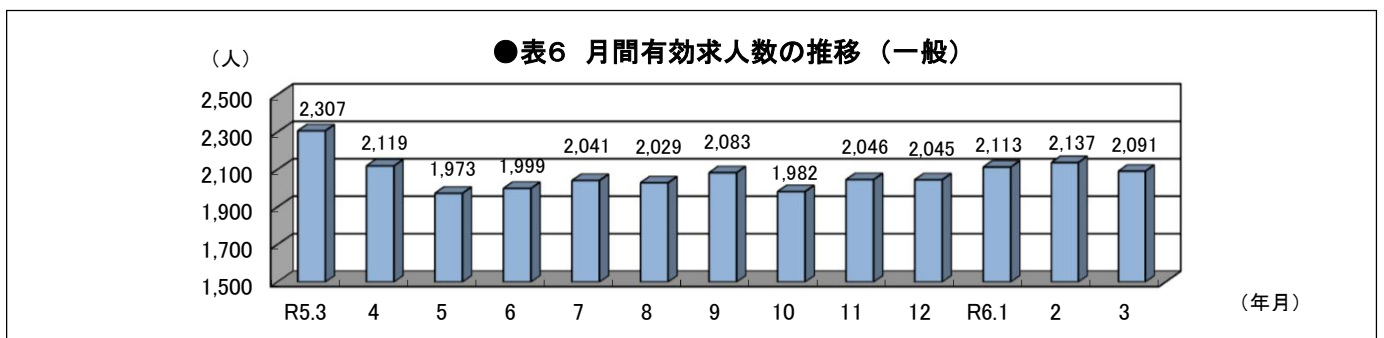
●表4 新規求人数の産業別内訳(3月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(3月)

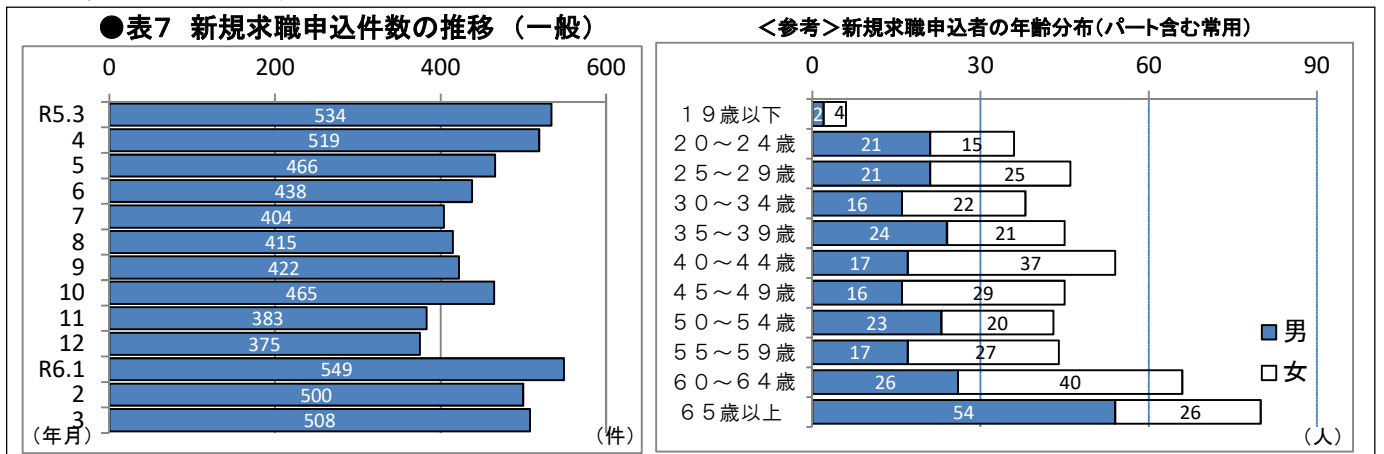


■月間有効求人数 2,091人(対前年同月比9.4%減、対前月比2.2%減)(表6)

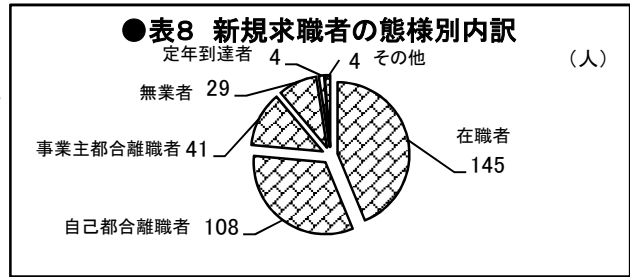


求職

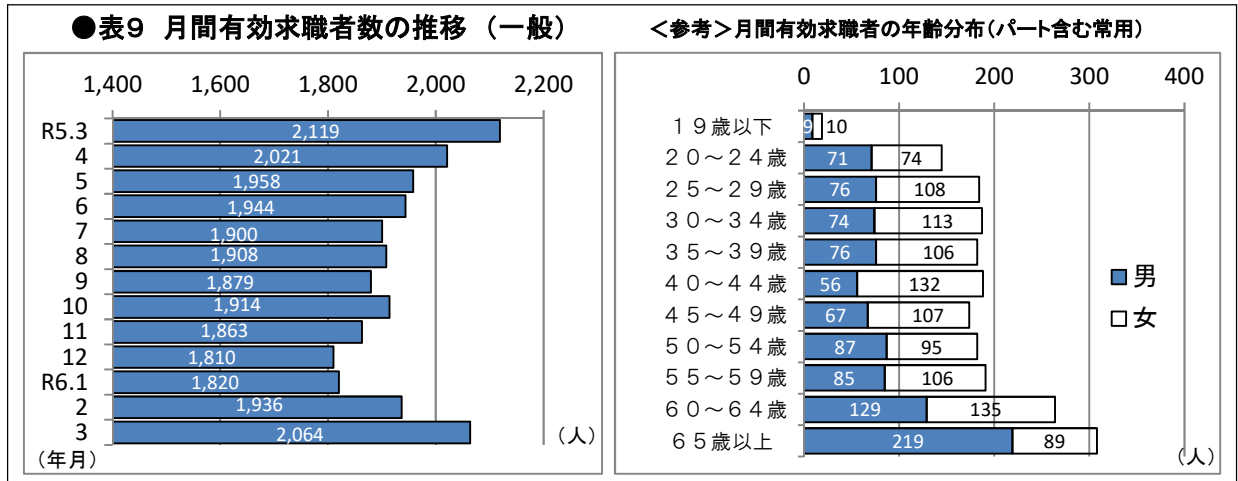
■新規求職申込件数 508件(対前年同月比4.9%減、対前月比1.6%増)(表7)



3月の新規求職申込件数331件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が145人と最も多く、全体の43.8%を占めており、次いで自己都合離職者(同32.6%)、事業主都合離職者(同12.4%)、無業者(同8.8%)、定年到達者(同1.2%)となっています。(表8)



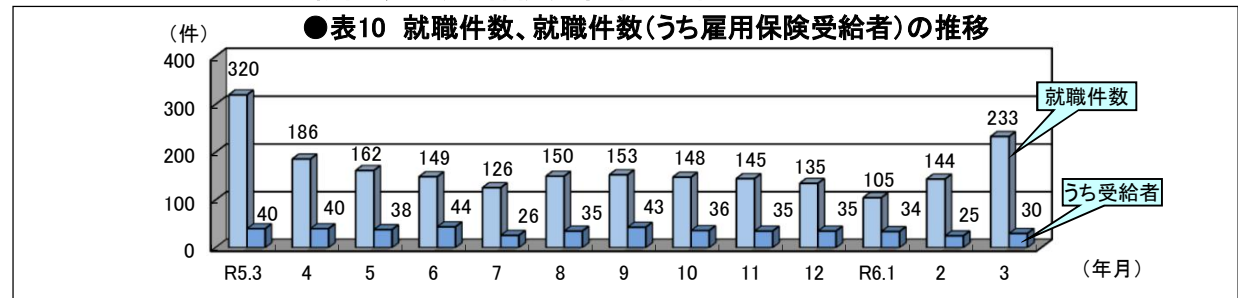
■月間有効求職者数 2,064人(対前年同月比2.6%減、対前月比6.6%増) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

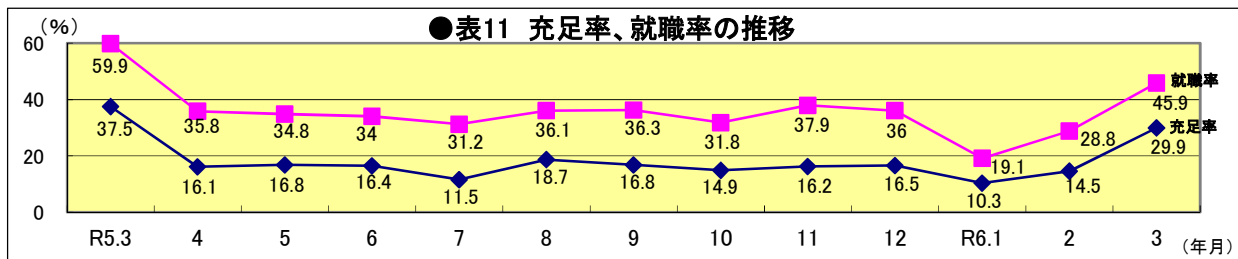
■就職件数 233件(対前年同月比27.2%減、対前月比61.8%増)
 ■就職件数のうち保険受給者 30件(対前年同月比25.0%減、対前月比20%増)(表10)



充足率、就職率

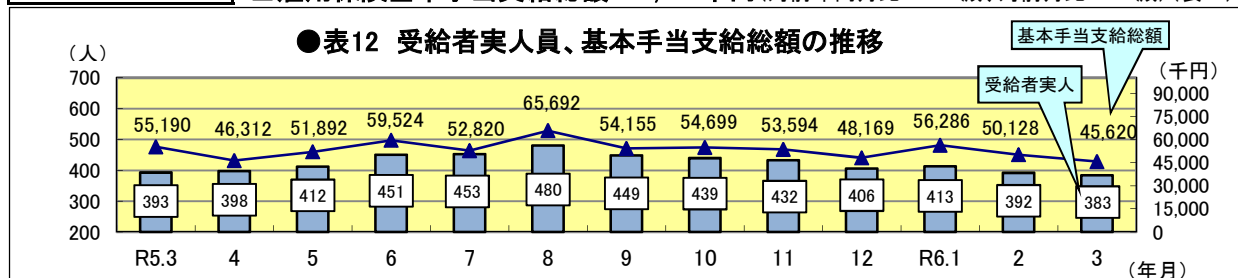
■充足率 29.9% (対前年同月比7.6ポイント低下、対前月比15.4ポイント上昇)
 ■就職率 45.9% (対前年同月比14ポイント低下、対前月比17.1ポイント上昇)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 383人(対前年同月比2.5%減、対前月比2.3%減)
 ■雇用保険基本手当支給総額 45,620千円(対前年同月比17.3%減、対前月比9.0%減)(表12)



早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方または雇用保険の特定受給資格者の方を、早期に雇い入れ、賃金（※）を雇い入れ前の賃金（※）より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

※ 毎月決まって支払われる賃金をいいます。詳細は、下部二次元バーコードからガイドブックp11ページをご参照ください。

■ 「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

■ 「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指し、証明書をお持ちです。

■ 「雇用保険の特定受給資格者」

倒産や解雇など、主に会社都合により離職した方のことを指します。

※特定受給資格者および特定理由離職者の範囲の概要：https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_range.html

助成金の対象

労働者

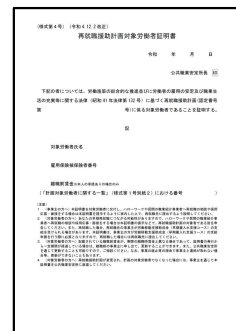
貴社に雇い入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者（※）」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方

※再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

① 「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主

② 当該労働者を、雇い入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主



再就職援助計画
対象労働者証明書

助成額（対象労働者1人あたり）

早期雇い入れ助成

通常	優遇助成※1
30万円	40万円

人材育成支援

早期雇い入れ助成の対象者に対して、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成

		通常	優遇助成※1	
OFF-JT	賃金助成	960円（480円）／時間	1,060円（580円）／時間	
	経費助成	10時間以上 100時間未満	15万円（10万円）	25万円（20万円）
		100時間以上 200時間未満	30万円（20万円）	40万円（30万円）
		200時間以上	50万円（30万円）	60万円（40万円）
OJT	実施助成	20万円（11万円）		

※1 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇い入れた場合に適用されます。

※ () の記載の金額は中小企業事業主以外の場合の支給金額です。

